

生活保護法
指定医療機関の手引き

札幌市保健福祉局総務部保護課

目次

1 生活保護制度のあらまし	
(1) 目的	1
(2) 基本原理	1
(3) 実施上の原則	1
(4) 保護の種類	1
2 医療扶助の内容	
(1) 医療扶助の範囲	2
(2) 診療方針及び診療報酬	2
(3) 医療扶助の方法	2
(4) 他法他施策の優先	2
3 指定医療機関	
(1) 医療機関の指定	3
(2) 指定医療機関の申請	3
(3) 指定医療機関の更新	3
(4) 指定医療機関の義務	3
・ 令和5年7月1日以降の指定医療機関届出方法について	6
4 医療扶助の申請から決定まで	
(1) 医療扶助の申請	7
(2) 医療要否の確認と要否意見書の種類	7
(3) 医療扶助の決定	8
(4) 医療要否意見書及び医療券の発行時期	8
(5) 転院事由発生連絡票	8
5 診療報酬の請求手続	
(1) 診療報酬の請求	10
(2) 診療報酬明細書記入上の留意点	10
(3) 診療報酬請求権の消滅時効	11
6 施術の取り扱い	
(1) 給付の流れ	11
(2) 施術の給付方針・留意事項等	12

7 指定医療機関に対する指導及び検査	
(1) 指導	13
(2) 検査	13
8 区役所保健福祉部の組織	
(1) 査察指導員	14
(2) 地区担当員	14
(3) 医療事務担当者	14
(4) 実施機関医	14
9 患者の病状把握について	15
10 指定医療機関へのお願い	
(1) 医療要否意見書	16
(2) 初診と医療券	16
(3) 休日、夜間等区役所執務時間外の診療	16
(4) 入退院及び入院患者の外泊	16
(5) 他法他施策の活用	16
(6) ジェネリック医薬品の使用促進について	17
(7) その他	18
関係法令条文等（抜粋）	
・生活保護法	19
・指定医療機関医療担当規程	26
・医療扶助運営体制の強化について	29
主要様式類	
・医療要否意見書	30
・精神疾患入院医療要否意見書	31
・給付要否意見書（治療材料他）	33
・訪問看護要否意見書	43
・診療依頼書	44
・休日・夜間診療依頼書	45
各区役所保健福祉部連絡先	46

1 生活保護制度のあらまし

(1) 目的

憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されており、この理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。(法第 1 条)

(2) 基本原理

ア 無差別平等

生活困窮の原因を問わず、経済状態に着目して生活保護（以下、「保護」という。）を行います。(法第 2 条)

イ 最低生活

健康で文化的な生活水準を維持することができるものとしています。(法第 3 条)

ウ 保護の補足性

生活に困窮する者が、資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件として、保護を行います。(法第 4 条)

(3) 実施上の原則

ア 申請保護

申請に基づき保護を開始します。

ただし、通報などで急迫した状況にあると認められる場合は申請がなくても保護ができる旨も規定しています。(法第 7 条)

イ 基準及び程度

基準は厚生労働大臣が定め、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に行うものとしています。(法第 8 条)

ウ 必要即応

年齢、健康状態など個々の事情を考慮して行います。(法第 9 条)

エ 世帯単位

世帯を単位として生活保護の要否及び程度を定めます。(法第 10 条)

(4) 保護の種類（法第 11 条）

保護は次の 8 つの扶助から構成されています。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

2 医療扶助の内容

医療扶助は、保護の8つの扶助のうちの1つであり、他の扶助と同様に生活保護法の原理原則に基づき行われますが、その内容及び取扱いは、健康保険による療養の給付、療養費の支給の範囲に準じて次の項目の範囲内で行われます。

(1) 医療扶助の範囲(法第15条)

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料
- ウ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- カ 移送

(2) 診療方針及び診療報酬(法第52条)

医療扶助の診療方針及び診療報酬は、「国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による」とされています。言い換えれば、国民健康保険で認められない診療については厚生労働大臣が別に定める等特別の場合を除いて、医療扶助でも認められないということになります。

なお、保険外併用療養費の支給に係るもの（評価療養、患者申出療養及び選定療養 ※1（長期入院選定療養を除く））は、医療扶助の対象となりませんので、ご注意下さい。

※1 「評価療養」…先進医療など 「選定療養」…入院時の差額ベッド代など

(3) 医療扶助の方法(法第34条)

- ア 金銭給付を建前とする他の扶助と異なり、一部を除いて現物給付を原則としています。
- イ 現物給付の方法は、各区役所保健福祉部（以下、「各区保健福祉部」という。）が指定医療機関に委託して行うこととしています。

具体的には各区保健福祉部が発行する医療券によって行われます。医療券は、医療扶助の決定書及び指定医療機関への委託書である極めて重要な公文書です（健康診断については、検査依頼書により行われます。）。

- ウ 医師又は歯科医師が医学的知見に基づきジェネリック医薬品を使用することができると認められたものについては、原則として後発医薬品によりその給付を行うものとされています。

(4) 他法他施策の優先(法第4条第2項)

医療扶助の決定に際しては、社会保険各法による給付など他の法律や他の施策による給付が本法に先立って行われます。

なお、国民健康保険は、生活保護を受給したその日から被保険者資格は失われますのでこれを併用することはできません。

3 指定医療機関

(1) 医療機関の指定（法第 49 条）

指定医療機関とは、生活保護法による医療扶助のための医療を担当する機関をいい、国の開設したものにあつては厚生労働大臣が指定し、その他の病院、診療所又は薬局については都道府県知事（指定都市市長）が指定します。

なお、医療扶助のための現物給付を担当する機関として指定医療機関及び指定施術機関がありますが、指定医療機関は各区保健福祉部の委託を受け、直接保護受給中の者（以下、「被保護者」という。）に医療を給付することにより、医療扶助を実質的に担うという重要な役割を果たすこととなります。

(2) 指定医療機関の申請（法第 49 条の 2）

新たに指定を受けようとする医療機関等は、「指定申請書」及び「誓約書」に所定の事項を記載し、当該医療機関の所在地を所管する区保健福祉部に提出する必要があります。

なお、指定医療機関としての指定を受けるには、法第 49 条の 2 第 2 項各号（P. 18 参照）に該当していないことが要件となります。

市長は、これらの基準に合致した医療機関を指定し、市長名で指定書を交付するとともに告示を行います。

また、既に指定を受けている医療機関でも、医療機関コードが変更となる場合には、いつたん廃止の届出をし、改めて新規申請の手続きをとることになります。（P. 5 参照）

- (例) ・ 指定医療機関の開設者が変わったとき
- ・ 病院が診療所に、診療所が病院に変わったとき
 - ・ 指定医療機関が所在地を移転したとき

(3) 指定医療機関の更新（法第 49 条の 3）

指定医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）の指定の有効期間は、6 年間であり、6 年ごとに「指定更新申請書」及び「誓約書」を提出することによりその更新を行わなければ、その期間の経過によってその効力を失います。

なお、一部の診療所等においては更新申請が不要となりますが、これについては初回の指定通知書によりお知らせしています。

(4) 指定医療機関の義務

指定医療機関は、各区保健福祉部に代わって直接被保護者に保護の実質的内容である医療の給付を行うことになり、これを円滑に実施するためには、保護の趣旨を十分理解され、次の事柄を遵守いただくこととなります。

ア 医療担当に関する義務

- ・各区保健福祉部から委託を受けた被保護者について懇切丁寧にその医療を担当すること。
- ・指定医療機関医療担当規程(昭和25年8月厚生省告示第222号)を遵守すること。
- ・生活保護法による診療方針(原則的には国民健康保険の診療方針の例による。)にのっとり医療を担当すること。

イ 指導等に従う義務

- ・被保護者の医療について、市長の行う指導に従うこと。
- ・診療内容及び診療請求の適否に関して厚生労働大臣又は市長の報告命令を受けたときは、これに従うこと。
- ・厚生労働大臣又は市長が当該官吏若しくは当該吏員に行わせる立入調査を受けるときはこれに従うこと。

ウ 診療報酬に関する義務

- ・診療報酬の額の算定は、原則的に国民健康保険の例により算定し請求を行うこと。
- ・診療内容及び診療報酬の請求については、市長が委託している社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の審査及び市長の審査を受けること。
- ・市長が行う診療報酬額の決定に従うこと。

エ 届出の義務

指定医療機関は、生活保護法施行規則(第14条・第15条)の規定に基づき次ページ(P.5)の届出事由が生じた時は、当該指定医療機関の所在地を所管する区保健福祉部に届け出ること。

指定医療機関の届出事項

届出の種類	届出を要する事由	提出書類
変 更	<p>【指定医療機関】 (以下ア～エは、いずれも保険医療機関番号の変更を伴わないとき。変更を伴う場合は、「廃止届書」の提出と、新たな新規申請手続き (P.3の3 (2) 参照) が必要となります。)</p> <p>ア 病院若しくは診療所又は薬局において、その名称及び所在地が変わったとき</p> <p>イ 指定訪問看護事業者等において、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地が変わったとき</p> <p>ウ 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称が変わったとき</p> <p>エ 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所が変わったとき</p> <p>オ 病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者等において、それぞれ保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等でなくなったとき</p>	変更届書
	<p>【指定助産機関及び指定施術機関】 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所 (助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者においては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地) が変わったとき</p>	
休 止	一時的に医療を担当することができなくなったが、当該医療機関の開設者がこれを復旧する意思及び能力を有する場合	休止届書
再 開	休止した医療機関を再開した場合	再開届書
廃 止	医療機関を廃止した場合	廃止届書
辞 退	医療機関の指定を辞退しようとするとき (30日以上の予告期間を設けてください。)	辞退届書

(届出用紙は、各区保健福祉部保護課管理係にあります。また、札幌市公式ホームページからダウンロードすることもできます。)

【URL】 <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/iryokikanyoushiki.html>

令和5年（2023年）7月1日以降の指定医療機関届出方法について

1 改正内容

生活保護法施行規則等が改正され、医療機関等（病院、診療所、薬局）が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の届出と同時に生活保護法の指定医療機関に係る届出も行う場合は、地方厚生（支）局（札幌市内の医療機関等の場合は北海道厚生局）を経由して都道府県知事（札幌市の場合は札幌市長）に届け出ることができるようになりました。

2 北海道厚生局への届出が可能となるもの

- ・ 指定申請
- ・ 指定更新申請
- ・ 変更届
- ・ 廃止届
- ・ 休止届
- ・ 再開届
- ・ 辞退届

3 取扱開始日

令和5年7月1日以降届出分

4 留意事項

- (1) 本取扱いは、生活保護法指定医療機関の届出について、保険医療機関等の届出と併せて北海道厚生局へ行うことが可能となったものであり、従前どおり、保険医療機関等の届出は北海道厚生局へ、生活保護法指定医療機関の届出は各区役所保護課へ分けて行うことも可能です。
- (2) 指定施術機関、助産機関及び訪問看護ステーションについては、従前どおり各区役所保護課への届出が必要です。
- (3) 北海道厚生局を経由して生活保護法指定医療機関の指定申請等を届け出る場合は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付の指定医療機関の指定申請等も兼ねることとなります。

※北海道厚生局へ届け出る場合の様式は以下リンクの北海道厚生局ホームページにあります。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html

4 医療扶助の申請から決定まで

医療扶助が申請されてから決定するまでの一般的な事務手続きについて簡単に説明いたします。

(1) 医療扶助の申請

医療扶助を受けたい患者は、まず各区保健福祉部長に対して保護の申請をする必要があります。保護の申請は、保護の申請書を、すでに他の扶助を受給している場合は「保護変更申請書（傷病届）」を提出して行います。

ただし、急迫した状況にある場合は、例外として保護の申請がなくても職権により保護が行われることがあります。

(2) 医療要否の確認と要否意見書の種類

申請を受けた区の保健福祉部長は医療扶助を行う必要があるか否かを判断するため「医療要否意見書」「精神疾患入院医療要否意見書」等の各要否意見書を発行し、指定医療機関から意見を求めて医療の要否を確認します。

これは、一般の医療保険と異なる生活保護特有の事務であり、医療扶助の承認期間はこの要否意見書に基づいて審査・決定します。承認期間後も引き続き医療を必要とする場合は、その期間の切れる前月までに翌月以降の要否意見書を送付しますので、必要事項を記載の上、速やかに各区保健福祉部に提出してください。医療機関にお願いする主な要否意見書の種類及び概要は次のとおりです。

ア 医療要否意見書 (P. 27)

指定医療機関にお願いする各要否意見書の中で使用頻度が高く、結核及び精神疾患の入院の場合以外の全ての医療に使用されます。

イ 精神疾患入院医療要否意見書 (P. 28～29)

被（要）保護者が精神疾患で入院する場合に使用し、これによる入院承認期間は6か月の範囲内において行います。

ウ 給付要否意見書 (P. 30～38)

一般医療とは別に、治療の一環として各種治療材料、施術、移送の給付が必要な場合、その要否を確認するために使用されます。

エ 訪問看護要否意見書 (P. 41)

被（要）保護者が訪問看護の給付を必要とする場合に使用し、これによる看護承認期間は6か月の範囲内において行います。

以上の各要否意見書は保護の要否を判定する上で欠かすことのできないものですので、正確にご記載の上、発行の区保健福祉部保護課宛て、速やかに提出されますようご協力お願い

いたします。

なお、使用頻度の高い医療可否意見書の記載要領については次ページ（P.8）で説明いたします。

(3) 医療扶助の決定

各区保健福祉部長は提出された各可否意見書を検討し、医療の可否及び他法他施策の有無を確認の上、医療扶助の決定を行い、その人にかかる医療券等を発行します。

(4) 医療可否意見書及び医療券の発行時期

ア 生活保護申請中の者の場合

新たに保護を申請した人が医療扶助を受けたいときは、収入調査等を行った上、医療扶助の可否を決定しますので、相当の日時（概ね2週間程度）を要します。

また、新規申請のときにお届けする医療可否意見書の欄外に「診察料等は患者から徴収してください。」と朱印を押してあるときは患者から徴収してください。

ただし、保護の可否判定の結果「要」となった時は医療券が発行されますので、受領金を患者に返還する等の調整をお願いいたします。

イ 生活保護受給中の者の場合

(ア) 入院外

明らかに医療の必要が認められるときは、傷病届により直ちに診療依頼書を発行し治療をお願いすることになります（緊急時など、電話で依頼する場合があります）。

入院外治療が長期に及ぶ場合は、通常7か月目以降の医療扶助決定を行うために、医療可否意見書の提出が必要となります。

(イ) 入院

入院を要する場合（医療単給世帯、転入院時及び精神科入院時は除く。）で、病状の悪化等により明らかに入院医療の必要が認められるときは入院月の医療券を発行しますので可否意見書の提出は必要ありませんが、引き続き入院を要する場合は提出が必要となります。

(5) 転院事由発生連絡票

入院患者に転院が必要となった場合、「転院事由発生連絡票」により、その転院理由等を報告していただく必要があります（原則、事前提出）。これにより、転（入）院の必要性について区保健福祉部において検討し、転（入）院を認めた場合に、医療可否意見書を発行します。

当該連絡票については、各区保健福祉部保護課管理係へお問い合わせいただくか、札幌市公式ホームページ（以下リンク）からのダウンロードをお願いいたします。

https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=2462

医療要否意見書記載上の留意事項

(傷病名又は部位)

現在治療中の傷病名を、初診の古いものから順に記載してください。診断が確定せず傷病名に疑義がある場合は、「〇〇の疑い」と記載してください。

他法他施策による診療と併用する場合、主病でなくても医療扶助対象の傷病名を必ず記載してください。

(主要病状及び今後の診療見込)

医学的所見を簡潔に記載してください。他法他施策による診療と併用する場合、主病でなくても医療扶助対象の傷病に関する症状等を必ず記載してください。

(診療見込期間)

新規申請ケースで保護の要否判定を行う場合に重要な意味をもちますので、必ず記入してください。

見込期間が1カ月未満のときは見込日数を、1カ月以上のときは見込月数を月単位で記入してください。(見込期間は6カ月を限度とします。)

※「入院外」の意見書には入院の欄に、「入院」の意見書には入院外の欄に、それぞれ斜線が入ります。

1310001001 0001 *

課長 係長 係

ケース番号	地区名	ホ	
医療要否意見書 (月分) 医療機関番号			
1 医科 入院外	2 継続	単独	受理年月日 年 月 日
(氏名) に係る 28年 4月からの入院外医療の要否について意見を求めます。			
(女) 昭和 年 月 日生		平成28年(2016年) 月 日	
院(所)長様 札幌市 区保健福祉部長			
傷病名 又は 部位	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)	年 月 日 転 帰 (継続のとき 記入) 治 死 中 止
主要症状及び今後の診療見込			
診療見込期間	入院外 カ月 日 日間	概算医療費 (1) 今回診療日以降 1カ月間 () 円 (2) 2カ月日以降 6カ月まで () 円	区保健福祉部 への連絡事項
入院	カ月 日 日間 (予定) 年 月 日	入院料 () 円	発行取扱者
上記のとおり()入院外()入院医療を()要する()要しない。)と認めます。			
札幌市 区保健福祉部長 様 年 月 日			
指定医療機関の所在地及び名称 院(所) 長 診 療 科 名 担 当 医 師			
※ 実施 機関医 の意見	カ月継続診療を要するものと認めます。		入院外 月 月 入院 月 月

00428004900100

(転帰)

被保護者に転帰のある場合は、該当の箇所に○印を附し、年月日をご記入の上、各区保護課へ返戻してください。

(初診年月日)

貴医療機関での初診年月日を記入してください。

(区保健福祉部への連絡事項)

患者の指導上参考となるような事項について記入してください。

(概算医療費)

新規申請時のみ記入してください。

(バーコード)

各区保護課において使用します。

5 診療報酬の請求手続

(1) 診療報酬の請求

指定医療機関が医療券により診療を行った場合、単独分（生活保護のみ）患者については、各区保健福祉部の発行した単独医療券に書かれている情報を、また併用分（生活保護と社会保険等との併用）患者については併用医療券に書かれている情報を診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（以下、「診療報酬明細書」という。）に転記し、必要事項を記入の上、支払基金へご提出ください。

(2) 診療報酬明細書記入上の留意点

ア 医療券の各欄には、診療報酬を請求する上で必要な事項が記入されています。これらは変更になる場合がありますので、毎月必ず医療券をご確認の上、診療報酬明細書に転記するようにしてください。特に、「受給者番号」については、必ず診療月の医療券に記載された番号を記入してください。

また、「本人支払額」欄に記載がある場合は、患者から本人支払額を徴収の上、これを転記することになりますので、十分確認の上、処理してください。

イ 自立支援医療等他法の適用がある場合は所定の欄に「有」と印字され、また、社会保険の適用がある場合は記号・番号が印字されます。

ウ 診療報酬明細書について下記事由に該当する場合は、支払基金から返戻される場合がありますのでご注意ください。

- ・診療開始年月日、診療実日数の記入漏れ
- ・使用薬品の品名、規格、用量等の記入漏れ
- ・各種検査、処置及び手術等の事項名の記入漏れ

エ 診療報酬明細書について下記事由に該当する場合は、各区保健福祉部保護課から支払基金に対し再審査請求をさせていただくこととなりますのでご注意ください。

- ・医療券の送付がない患者に対する請求があったとき
- ・請求された公費受給者番号が診療月の医療券に存在しないとき
- ・自立支援医療等他法及び社会保険の適用があるにも関わらず、生活保護単独で請求があったとき
- ・医療券に記載された本人支払額を、適切に徴収していないとき

オ 生活保護法第34条第3項の規定に基づき、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます。この取組において、調剤報酬明細書の摘要欄に所定の記載をお願いしております。P.14により詳細を確認の上、ご対応をお願いいたします。

(3) 診療報酬請求権の消滅時効

診療報酬請求権の消滅時効は、民法第166条第1項の規定が適用され、診療日の属する月の翌月1日から起算して5年となります。

6 施術の取り扱い

医療扶助のうち、特に留意が必要な「施術」の取り扱いについて、給付の流れ及び給付方針等を以下のとおりお示しします。これらを参考に、適切な対応をお願いいたします。

(1) 給付の流れ

- ① 被保護者が「保護変更申請書（傷病届）」に所要事項記載のうえ、区保護課へ提出。
- ② 区保護課は「給付要否意見書」を交付する。
- ③ 指定施術機関及び指定医療機関において所要事項を記載し、区保護課へ提出する。（柔道整復は医師同意不要な場合あり。詳細は次頁参照。）
- ④ 区保護課は、提出された給付要否意見書の内容を審査した上で給付の決定を行い、施術券を指定施術機関あてに交付する。
- ⑤ 指定施術機関は、施術券が有効であることを確認し、施術を実施する。
- ⑥ 指定施術機関は、施術報酬請求明細書に所要事項を記入のうえ、施術を実施した翌月10日までに区保護課へ提出する。
- ⑦ 継続して施術の給付を要する場合は、第4月分（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあたっては第7月分）の施術券を発行する前に、あらかじめ給付要否意見書により給付の要否を検討する。

(2) 施術の給付方針・留意事項等

施術の給付方針・留意事項等については、次頁のとおりです。

【医療扶助における施術の給付方針・留意事項等】

	柔道整復	あん摩・マッサージ	はり・きゅう
支給対象 疾病等	<p>○外傷性が明らかな骨折・脱臼、打撲及び捻挫。</p> <p>○介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉離れをいい座礁を伴う場合もある）については打撲の部位の所定料金により算定して差し支えない。</p> <p>※内科的原因による疾患は含まれない</p> <p>※単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は支給対象外</p>	<p>投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合</p> <p>【給付対象症例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律に診断名によることなく、筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例 <p>※単なる肩こり、慰安、疾病予防等のためのマッサージは支給対象外</p>	<p>慢性病であって医師による適当な治療手段がないもの。</p> <p>【給付対象症例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経痛 ・リウマチ ・頰腕症候群 ・五十肩 ・腰痛症 ・頸椎捻挫後遺症 ・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患等 <p>※指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は支給対象外</p>
医師の 同意	<p>○打撲、捻挫及び【脱臼または骨折の応急手当】の場合は不要。応急手当以外の脱臼または骨折は必要</p>	例外なくすべて必要	
医師同意 欄の記載 方法	<p>医師自らが記入もしくは医師からの同意を得た施術者が記入する。</p>	<p>初回、継続ともに医師自らが給付要否意見書の医師の同意欄に記入する。（当該施術の要否に関する診断書をもって医師の同意に代えることも可能）</p>	
給付方針	必要最小限度の施術を原則として現物給付する。		
承認期間	<p>給付要否意見書により、3か月ごとに施術の要否を検討</p>	<p>給付要否意見書により、6か月ごとに施術の要否を検討</p>	
留意事項	<p>○医師の同意は患者を診察した上で与えられることを要する。（無診察同意の禁止）</p> <p>○同意を求める医師は、緊急その他やむを得ない場合を除き、当該疾病について現に診察を受けている主治の医師とする。</p> <p>○その他実施にあたっての細目は、国民健康保険の例による。</p>		

7 指定医療機関に対する指導及び検査

(1) 指導

被保護者に対する援助の充実と自立助長に資すること、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱の周知徹底を図ることを目的とし、指定医療機関に対し指導をしています。指導はすべての医療機関を対象とし、次のような内容と方法で行っています。

ア 一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行います。

イ 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定医療機関において個別に面談懇談方式にて行います。

ただし、必要に応じて指定医療機関の管理者又はその他の関係者に一定の場所へ集合していただき、集合指導を行う場合もあります。

ウ 留意点

指導の実施に際しては、できるだけ診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象指定医療機関に文書で通知いたします。

なお、当該指導に当たっては、札幌市医師会等と連絡調整を行い、立会人として医師会関係者に参加していただくなど円滑な運営を図っています。

エ 指導後の措置等

指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は診療報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨を通知いたします。

また、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、再指導を行う場合があります。

(2) 検査

診療内容及び診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき、度重なる個別指導によっても診療内容等に改善がみられないとき、正当な理由がなく個別指導を拒否したときは、指定医療機関に対し検査を行います。

検査は被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書含む。）と診療録（調剤録を含む。）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものです。

なお、必要に応じて被保護者についての調査をあわせて行う場合があります。

8 区保護課の組織

区保護課は次のような組織で運営されています。

(1) 査察指導員

各係に配置され、地区担当員、実施機関医等との組織的連携に努め、医療扶助の適正実施にあたっています。

(2) 地区担当員

担当する被保護世帯に関する医療扶助の決定、実施等にあたり、地区ごとに配置されています。

(3) 医療事務担当者

医療扶助の円滑な実施を図るため、医療券の発行など医療に関する事務を行っています。

(4) 実施機関医

地区担当員の医療に関する相談に応じる他、医療要否意見書の内容検討、医療扶助決定上の助言指導、指定医療機関とのパイプ役の機能も果たしています。

9 患者の病状把握について

生活保護制度は最低生活の保障と自立助長を目的として運営されています。したがって、被保護者に対する医療には、自立を阻害している疾病を一日も早く除去し、自立を促進していくという意義と目的があります。こういった点で生活保護法の指定医療機関は、患者治療を行っていただくと同時に行政の一端を担っていただいているといえます。

各区保健福祉部は、疾病を理由に生活保護を受給している方々に対して、早期の回復と社会復帰を促すため必要な援助を行うこととしていますが、この援助と指導を行う際には医療の専門的立場からの意見が不可欠です。

よって、各区保健福祉部では、被保護者の病状や療養上の注意事項等を主治医のご意見によって把握し被保護者に対する援助の参考としています。

病状把握・主治医訪問は厚生省社会局長通知に基づき実施しており、訪問日時、聴取内容等を事前にご連絡するなど、医療機関の業務に支障のないよう配慮しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、被保護者の病状把握と個人情報保護との関係についてですが、指定医療機関医療担当規程第7条（P.24 参照）により、一般に指定医療機関は保護の実施機関（各区保健福祉部）からの医療に関する病状調査等に応じる義務があり、さらに、生活保護法第50条第2項（P.20 参照）によって指定医療機関医療担当規程第7条の調査に対し適切に報告を行うよう指導することによっても、指定医療機関はこの指導に従う義務を負うことから、実施機関による病状把握は、「行政機関個人情報保護法」及び「個人情報保護法」において第三者に対し個人情報を提供できるとされている『法令に基づく場合』に該当します。

そのため、指定医療機関は、各区保健福祉部から要請があった際は、個人情報保護法等に抵触することなく被保護者の病状等を報告していただくことができ、また、被保護者の同意がなくても病状等を報告していただく法令上の義務を負うこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

（参考：厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」）

10 指定医療機関へのお願い

(1) 医療要否意見書

医療要否意見書は既にご説明したとおり、医療要否を判定するのみならず被保護世帯の援助方針を確立する上で重要な資料となりますので、提出に際しては遅延、記載漏れ等のないよう格別のご配慮をお願いいたします。

(2) 初診と医療券

被保護者が初めて受診するときは、各区保健福祉部で診療依頼書（P. 40 参照）の交付を受けることになっていますが（緊急時など各区保健福祉部から電話で依頼する場合もあります。）、なかには診療依頼書を持たずに受診する被保護者もいると思われま

す。この場合お手数ですが、被保護者に各区保健福祉部宛て電話等で連絡させ、被保護者であるか否か、また医療券の交付等についてのご確認をお願いいたします。

(3) 休日、夜間等区役所執務時間外の診療

休日、夜間等区役所の閉庁時間に緊急に受診する場合は、被保護者に医療券を持参させることや、電話連絡をすることができません。

このような場合、被保護者は保護受給中であることを証明するため「休日・夜間診療依頼書」と直近の「保護変更決定通知書（又は保護開始決定通知書）」を持参、提示することになって

いますので、確認の上診療をお願いいたします。（P. 41 参照）
なお患者は、受診したことを後日速やかに各区保健福祉部に連絡することになって

(4) 入退院及び入院患者の外泊

被保護者が入院、退院したときは、被保護者に支給される生活扶助費に変更が生じる場合がありますので、各区保健福祉部へご連絡をお願いいたします。

また、外泊許可期間を過ぎても帰院しない、あるいは無断で外泊した場合等についても同様にお願いいたします。

(5) 他法他施策の活用

生活保護適用にあたっては、補足性の原理（他法優先）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、感染症法、学校保健安全法、難病の患者に対する医療等に関する法律、また各種年金等活用できる他法他施策がある場合は、積極的に申請を促進することになって

います。
地区担当から手続き等について依頼があったとき、あるいは被保護者の病状がこれらに相当する場合には、ご協力をお願いいたします。

(6) ジェネリック医薬品に関する取扱いについて

ア 医科、歯科の皆様

生活保護法の一部改正により、平成30年10月1日から、被保護者である患者について、医師又は歯科医師が医学的知見に基づいて後発医薬品を使用することができることと認められた場合は、原則として、後発医薬品が給付されることとなりました。生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、原則として（※）後発医薬品を使用（又は処方）するようお願いいたします。

※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしぼるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。

なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

イ 薬局の皆様

生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持って、調剤を受けに来ましたら、原則として後発医薬品を調剤するようお願いいたします。一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬品を調剤できるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

また、薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いいたします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、区保護課へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。

※初回調剤時に、休日や夜間等、区保護課にも連絡が取れない場合には、事後的に区保護課に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

※こうした対応を行った場合は、速やかに（遅くとも次回受診時まで）、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

また、札幌市では、生活保護受給者に対して先発医薬品を処方した場合、レセプトの摘要欄に以下②のとおり記載していただくとともに、「生活保護受給者に対する先発医薬品の調剤状況等【別紙2】」の作成をお願いしております。詳細及び別紙2の様式は、以下の札幌市公式ホームページより確認してください。

https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=2488

本取り扱いの概要は以下のとおりです。

- ① 「在庫がない場合」「処方医より先発医薬品が必要と判断した場合」「薬価が高い又は同額の場合」等の理由により先発医薬品を処方する場合には、**別紙2**の「生活保護受給者に対する先発医薬品の調剤状況等」に記載する
- ② **別紙2**の「生活保護受給者に対する先発医薬品の調剤状況等」に示された区分に基づき、レセプト請求時の摘要欄に先発医薬品を調剤した理由として「保険薬局の備蓄」「処方医より先発医薬品が必要と判断」「薬価が高い又は同額」「その他」に区分して請求する。

(7) その他

医療扶助の取扱いに疑義等ご不明な点がございましたら、遠慮なく所管の区保護課へお問い合わせください。

その際、患者の「地区名」「ケース番号」を教えてくださいと、より迅速な対応が可能です。

生活保護法関係条文

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

② 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(申請保護の原則)

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じ、必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(世帯単位の原則)

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりが

たいときは、個人を単位として定めることができる。

(種類)

第11条 保護の種類は、次の通りとする。

- 1 生活扶助
- 2 教育扶助
- 3 住宅扶助
- 4 医療扶助
- 5 介護扶助
- 6 出産扶助
- 7 生業扶助
- 8 葬祭扶助

(医療扶助)

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

(医療扶助の方法)

第34条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- ② 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- ③ 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、原則と

して、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

- ④ 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第55条第1項の規定により準用される第49条の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- ⑤ 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関については医療の給付を受け、又は指定を受けない医療機関について施術の給付を受けることができる。
- ⑥ 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（医療機関の指定）

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- ② 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - (1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - (2) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (3) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (4) 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - (5) 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の

規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(6) 申請者が、第 54 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(7) 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(9) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

③ 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

(1) 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第 50 条第 2 項の規定による指導を受けたものであるとき。

(2) 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

④ 前 3 項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第 3 項において同じ。）」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

第 49 条の 3 第 49 条の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

② 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対するその処分がされないときは、従前の

指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

③ 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

④ 前条及び健康保険法第 68 条第 2 項の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第 50 条 第 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

② 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第 50 条の 2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を第 49 条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取り消し)

第 51 条 指定医療機関は 30 日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

② 指定医療機関が次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。

(2) 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(3) 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。

(4) 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

(5) 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(6) 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(7) 指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(10) 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

② 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

② 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

③ 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定する当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令に定めるものの意見を聴かなければならない。

④ 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、

帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(注) 本市は「指定都市」につき条文中、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えます。

指定医療機関医療担当規程

昭和 25 年 8 月 23 日 厚生省告示第 222 号

最近改正 平成 30 年 厚生労働省告示第 344 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条第 1 項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第 1 条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第 2 条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第 3 条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第 4 条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第 5 条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第 6 条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第 34 条第 3 項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用

することができる」と認められた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として後発医薬品を調剤するものとする。

（証明書等の送付）

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

（診療録）

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

（指定訪問看護事業者等に関する特例）

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70条）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記

録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から5条まで及び第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

医療扶助運営体制の強化について（抜粋）

昭和42年6月1日社保第117号
各都道府県知事、指定都市市長宛
厚生省社会局長通知

標記については、本年4月1日社保第69号本職通知「生活保護法による医療扶助運営要領の一部改正について」により、福祉事務所における医療扶助運営体制の強化を図ったところであるが、今般次のとおり医療扶助受給世帯に対する具体的な指導方法を定めたので、今後、医療扶助の運営にあたっては、保護の実施要領及び医療扶助運営要領に定めるところによるほか、次により適正な実施を確保するよう特段の配慮を煩わしたい。

1 実態調査

(1) 地区担当員は、医療扶助開始後おおむね3か月を経過するまでの間に当該医療扶助を受けている者（以下「患者」という。）の主治医を訪問して患者及び家族の指導上必要な事項についての意見を聞くとともに、患者及び家族を訪問してその実態を十分に把握すること。以後、病状に応じおおむね3か月（結核及び精神疾患の入院患者についてはおおむね6か月）の範囲内において定める期間ごとに患者及び家族を訪問して引続き実態の把握を行なうとともに、必要に応じ主治医の意見を聞くこと。

(2) 地区担当員が(1)により主治医から意見を聞く事項は、次に掲げるものとするが、これ以外に当該患者に関し必要な事項については、査察指導員及び嘱託医に協議すること。

なお、この場合には、主治医に対して過重な負担をかけることのないよう特に留意すること。

ア 病 状

イ 治癒の見込期間（入院の場合にあつては、退院の見込及び退院後の医療の要否）

ウ 現に行なっている療養上の指示及び患者の受療態度

エ 当該患者及び家族に関し、福祉事務所に対する意見要望

オ 入院外患者にあつては、就労の可能性及びその程度

課長 係長 係

ケース番号	地区名

医療要否意見書 (月分) 医療券発行者

1 医科 入院外	2 継続	受理年月日	年 月 日
(氏名) に係る 年 月からの入院外医療の要否について意見を求めます。 () 年 月 日生 令和 年 (年) 月 日 院(所)長様 札幌市 保健福祉部長			

傷病名 又は 部位	(1)	初診年月日	(1)	・	・	転 帰	年 月 日		
	(2)		(2)	・	・		(継続 のとき 記入)	治	死
	(3)		(3)	・	・	ゆ		亡	止
	(4)		(4)	・	・				
	(5)		(5)	・	・				

主要症状 及び今後の 診療見込							
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--

診療見込期間	入院外	カ月 日間	概算 医療 費	(1) 今回診療日以降 1ヵ月間	(2) 2ヵ月目以降 6ヵ月まで	区 保 健 福 祉 部 へ の 連 絡 事 項	
	入 期 間	カ月 日間		円	円		
	院 (予定) 年月日	年 月 日		(= 円)	(= 円)		

上記のとおり (1. 入院外 2. 入院) 医療を (1. 要する 2. 要しない) と認めます。

札幌市 保健福祉部長 様 令和 年 月 日

指定医療機関の所在地及び名称
院 (所) 長
診 療 科 名
担 当 医 師

※ 実施 機関医 の意見	カ月継続診療を要するものと認めます。	入院外	カ月
		入院	カ月

発行取扱者

ケース番号	地区名



精神疾患入院要否意見書

※ 1. 新規 (1) 現在入院中 (2) その他 2. ~~継続入院~~

からの医療の要否について意見を求めます。

※ 区保健福祉部名	札幌市 保健福祉部	※ 受理年月日	年 月 日
※ 患者名	()	※ 生年月日	年 月 日 (満 歳)
※ 居住地			
※※ 患者の職業		※※ 発病年月日	年 月 日
現在の入院形態		当院入院年月日 (入院形態)	年 月 日 ()
病 名	1. 主たる精神障害	2. 従たる精神障害	3. 身体合併症
※※ 生活歴及び現病歴 精神科又は神経科 受診歴等を含め記 載すること。	(陳述者氏名 続柄)		
医 学 的 総 合 判 定		概 算 医 療 費	
判定	見込期間	1. 今回診療日以降 1 か月間	2. 第2か月日以降 6 か月日まで
1. 要入院医療・・・ ()			
2. 要入院外医療・・・ ()			
3. 医療不要		円	円
上記のとおり診療を (1. 要する 2. 要しない) ものと認めます。 令和 年 月 日			
札幌市 保健福祉部長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院 (所) 長 (担当医師)			
※ 本庁医系職員 の 意 見	か月継続診療を要するものと認めます。 <input type="text"/>		

※指定医療機関名

様 ※発行取扱者名

初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
初回から前回までの入院回数	計 回
過去6か月間の病状又は状態像の変化の概要	I. 悪化傾向 II. 動揺傾向 III. 不変 IV. 改善傾向 特記事項
過去6か月間の外泊の実績	I. 1回 II. 2回 III. 3回以上 IV. なし
現在の外出許可の状況	I. 外出禁止 II. 院内外出許可 (1 単独 2 他の患者同伴 3 看護者、家族等同伴) III. 院外外出許可 (1 単独 2 他の患者同伴 3 看護者、家族等同伴)
現在の病状又は状態像	
I. 抑うつ状態 1. 抑うつ気分 2. 内的不穏 3. 焦燥・激越 4. 精神運動制止 5. 罪責感 6. 自殺念慮 7. 睡眠障害 8. 食欲障害又は体重減少 9. その他 () II. 躁状態 1. 高揚気分 2. 多弁・多動 3. 行為心迫 4. 思考奔逸 5. 易怒性・被刺激性亢進 6. 誇大性 7. その他 () III. 幻覚妄想状態 1. 幻覚 2. 妄想 3. させられ体験 4. 思考形式の障害 5. 奇異な行為 6. その他 () IV. 精神運動興奮状態 1. 滅裂思考 2. 硬い表情・姿勢 3. 興奮状態 4. その他 () V. 昏迷状態 1. 無言 2. 無動・無反応 3. 拒絶・拒食 4. その他 () VI. 意識障害 1. 意識混濁 2. (夜間)せん妄 3. もうろう 4. その他 () VII. 知能障害 A 精神遅滞 1. 軽度 2. 中等度 3. 重度 B 認知症 1. 全体的 2. まだら(島状) 3. 仮性 4. その他 () VIII. 人格の病的状態 A 人格障害 1. 妄想性 2. 衝動性 3. 演技性 4. 回避性 5. その他 () B 残遺性人格変化 1. 欠陥状態 2. 無関心 3. 無為 4. その他 () IX. その他 A 性心理的障害 1. フェティシズム 2. サド・マゾヒズム 3. 小児愛 4. その他 () B 薬物依存 1. 覚醒剤 2. 有機溶剤 3. 睡眠薬 4. その他 () C アルコール症 D その他 ()	
入院外医療が困難な理由	I. 医療上の問題 1. 問題行動 () 2. 病状不安定 3. 身体的合併症管理 4. 服薬管理 5. その他 () II. その他の問題 1. 家族の受入が困難 2. 日常生活に指導を要する 3. 住居確保が困難 4. その他 ()

(注意) 1. ※印の欄は区保健福祉部が記入します。 2. ※※の欄は欄外に継続入院となっている場合は記入の必要がありません。 3. 概算医療費については、診療開始後6か月に限り、「概算医療費」の欄の「1. 今回診療以降1か月間」にこの意見書による診療日以降1か月間に要する医療費概算額を「2. 第2か月日以降6か月まで」に、1か月を超えて診療を必要と認めるものについて、第2か月日以降第6か月目までに要する医療費概算額を記入してください。

課長	係長	係

地区名	ケース番号

給付可否意見書（所要経費概算見積書）

1 治療材料 2 移送

※ 保 健 福 祉 部 欄	※ 1 新規 2 継続		※ 受理年月日 年 月 日				
	※ (年 月 日以降の) (氏名) (歳) 住所 _____ に係る 1 治療材料 2 移送 の給付の可否について意見を求めます。 令和 年 月 日 札幌市 区保健福祉部長 印						
要 否 意 見 医 師 記 載 欄	傷 病 名		傷病の程度及び給付を必要とする理由				
	(1)						
	(2)						
	(3)						
	給 付 内 容	治療材料	種 類	使 用 見 込 期 間			か月
移 送		種 類	治 療 に 必 要 な 通 院 頻 度			1 か月に 日	
		移 送 を 要 す る 見 込 期 間			か月		
		(患者氏名) _____ _____ について上記のとおり、給付を (1 要する 2 要しない) と認めます。 令和 年 月 日 札幌市 区保健福祉部長様 指定医療機関の所在地及び名称 _____ 院 (所) 長					
取 所 要 経 費 概 算 見 積 取 扱 者 記 載 欄	治 療 材 料	給付方法	種 類	品名 (商品名)	単 価	数 量	金 額
		購 入					
		合 計	/		/		
		貸与・修理					
		合 計	/		/		
(治療材料) _____ _____ について、上記のとおり概算見積します。 札幌市 区保健福祉部長様 令和 年 月 日 _____ 取扱業者の所在地及び名称							
※保健福祉部整理欄	(移送費概算額等を記載)						
※実施機関医意見	印						

※取扱業者名

※発行取扱者

印

(記載注意) ※印欄は保健福祉部で記載するので記載しないこと。

課長	係長	係

地区名	ケース番号

給付要否意見書（所要経費概算見積書）

1 治療材料（眼鏡）

※ 保 健 福 祉 部 欄	※ 1 新規 2 継続		※ 受理年月日 年 月 日				
	※（ 年 月 日以降の）（氏名） （ 歳）に係る 治療材料 の給付の要否について意見を求めます。						
令和 年 月 日 札幌市 区保健福祉部長 印							
要 否 意 見 医（ 師 記 載 欄）	傷 病 名		傷病の程度及び給付を必要とする理由				
	(1)						
	(2)						
	(3)						
	視力			遠用		近用	
右				左	右	左	
裸眼時							
今回作成予定の眼鏡での矯正時							
※修理の場合は記載不要		使用中眼鏡での矯正時 (使用中のものがあれば)					
給付内容 治療材料（眼鏡）		種 類	遠用・近用・遠近両用・その他（ ）				
		使用見込期間	か月				
(患者氏名) _____ について上記のとおり、給付を（1 要する 2 要しない）と認めます。							
令和 年 月 日 札幌市 区保健福祉部長様 指定医療機関の所在地及び名称 院（所）長							
所 要 経 費 概 算 見 積 （取 扱 業 者 記 載 欄）	治療材料	給付方法	種 類	品名（商品名）	単 価	数 量	金 額※
		購 入					
		合 計					
		貸与・修理					
		合 計					
上記所要経費は店頭販売価格内の金額です。 □はい □いいえ							
※上記見積のほか、店頭販売価格を記載した見積書を添付してください。 ※提出可能な範囲で、チラシ・パンフレット等の参考書類も添付してください。							
(治療材料) _____ について、上記のとおり概算見積します。 札幌市 区保健福祉部長様 令和 年 月 日 取扱業者の所在地及び名称							
※区 整理欄							
※嘱託 医意見	印						

※取扱業者名

※発行取扱者

印

(記載注意) ※印欄は区保護課で使用いたします。

眼鏡取扱業者の皆様は裏面も必ずご確認ください。

ご協力をお願いします

【生活保護給付要否意見書の記載に当たって】

この度、他の自治体において、生活保護を受給されている方の眼鏡代金を見積もる際、通常の店頭販売価格より高く見積もり、医療扶助の限度額に近い額を請求するという、不適切な事案がありました。

つきましては、生活保護を受給されている方に適正な価格で眼鏡を支給するため、以下の点についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

1 店頭販売価格内の金額を記載してください

○給付要否意見書の所要経費概算見積欄には、店頭販売価格内の金額を記載してください。

※生活保護を受給している方に対し、店頭販売価格を上回る金額で眼鏡を給付することは認められません。

2 店頭販売価格の分かる書類を添付してください

○店頭販売価格を確認するため、給付要否意見書の他に、店頭販売価格を記載した見積書を提出してください。

○提出可能な範囲で、チラシ・パンフレット等の参考書類も添付してください。

○参考書類の提出が困難な場合は、その旨見積書等に記載してください。

3 生活保護を受給されている方にも書類を交付してください

○生活保護を受給されている方に対しても、店頭販売価格が分かる書類（見積書の写し等）を交付してください。

課長	係長	係

地区名	ケース番号

給付要否意見書（柔道整復）

※保健福祉部記載欄	※ 1 新規 2 継続		※受理年月日 年 月 日		
	※（ 年 月 日以降の） (氏名) (歳) に係る施術の給付の要否について意見を求めます。 令和 年 月 日 札幌市 区保健福祉部長 印				
柔道整復 意見要否	傷病名（部位）	初検年月日	転帰（継続の場合）		傷病の程度及び給付を必要とする理由
	(1)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(2)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(3)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(4)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(5)	年 月 日	治癒・中止・継続		
(6)	年 月 日	治癒・中止・継続			
療養（治癒）見込期間		概算見積額（初検時又は4か月日以降）			
か月又は 日間	1月目 円	2月目 円	3月目 円		
(患者氏名) について、上記のとおり給付を (1.要する 2.要しない) と認めます。 札幌市 区保健福祉部長 様 令和 年 月 日 指定施術機関の所在地及び名称 院 (所) 長					
医師同意	(注) 脱臼又は骨折（応急手当を除く）の場合のみ同意が必要				
機関 ※実施	要 ・ 否 と認定します (月)				印

※ 発行取扱者

印

(記載注意)

- 1 転帰「(継続の場合)」欄は、3か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 2 「療養(治癒)見込期間」及び「概算見積額」欄は、初検時(3か月を超えて療養を必要とする場合は4か月日以降)の療養(治療)見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 3 「医師同意」欄は、施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したものであっても差し支えないこと。
- 4 ※印欄は保健福祉部で記入するので、記載しないこと。

裏面も必ずご確認ください。

給付可否意見書の記載にあたっての注意点

施術者の皆様へ

○ 「医師同意」欄の記載について

施術の内容により異なりますので、下表を参考に記載してください。

施術の内容	「医師同意」欄の記載
打撲又は捻挫の患部の手当	不 要
脱臼又は骨折の患部の応急手当	
応急手当以外の脱臼又は骨折の患部の手当	必 要 ^{※注}

(※注) 当該骨折又は脱臼について、診察中の医師がいる場合には、原則としてその担当医の同意を得るようにしてください。

○ 「傷病名（部位）」欄の記載について

部位が明確にわかるよう記載してください。

○ 「傷病の程度及び給付を必要とする理由」欄の記載について

施術の給付が治療上不可欠と認められることがわかるようにご記載ください。

なお、保護課における実施機関医審査等において、必要が認められる場合、後日、症状や経過について照会をさせていただくことがございますので、その際にご協力をお願いいたします。

課長	係長	係

地区名	ケース番号

給付要否意見書（あん摩・マッサージ）

※保健福祉部記載欄	※ 1 新規 2 継続		※受理年月日 年 月 日				
	※（ 年 月 日以降の）（氏名）（ 歳）に係る施術の給付の要否について意見を求めます。 令和 年 月 日 札幌市 区保健福祉部長 印						
要否意見 （記載注意）	傷病名（部位）	初検年月日	転帰（継続の場合）		傷病の程度及び給付を必要とする理由		
	(1)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(2)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(3)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(4)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(5)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(6)	年 月 日	治癒・中止・継続				
療養（治癒）見込期間		概算見積額（初検時又は7か月目以降）					
か月又は 日間		1月目	円	2月目	円	3月目	円
		4月目	円	5月目	円	6月目	円
往療が必要な場合その理由							
(患者氏名) について、上記のとおり給付を（1. 要する 2. 要しない）と認めます。 札幌市 区保健福祉部長 様 令和 年 月 日 指定施術機関の所在地及び名称 院(所)長							
医師同意	同意年月日	年 月 日					
	指定医療機関名						
	所在地						
	医師氏名						
	注意事項等						
機関 ※実施	要 ・ 否 と認定します（ か月）				印		

※指定施術者名

※発行取扱者

印

(記載注意)

- 1 施術を行う場合は、事前に医師の同意を得ること
- 2 「転帰（継続の場合）」欄は、6か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 3 「療養（治癒）見込期間」及び「概算見積額」欄は、初検時（6か月を超えて療養を必要とする場合は7か月目以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 4 ※印欄は保健福祉部で記入するので、記載しないこと。

裏面も必ずご確認ください。

給付可否意見書の記載にあたっての注意点

- ◎ 生活保護法の医療扶助による施術の医師の同意は、この給付可否意見書の「医師同意欄」にて確認しますので健康保険法第 87 条の規定による同意書は不要です。

ただし、健康保険の加入者が療養費の申請を行う場合は同意書が必要となりますので、健康保険証等により健康保険の加入者であることを確認した場合に限り同意書による対応をお願いいたします。

I 施術者の皆様へ

1 施術の同意を求める医師について

施術の同意を求める医師は、現に診療をうけている医師の有無をご確認いただき、診療をうけている医師がいる場合には、その医師に同意を求めようをお願いいたします。

なお、保護課において、別の医師が診療していると認められる場合には、別途、当該医師に施術の必要性等について確認し、給付について判断をさせていただくことがございます。

2 「傷病名（部位）」欄の記載について

傷病名は同意を求める医師によく確認してご記載ください。併せて、部位が明確にわかるよう記載してください。

3 「傷病の程度及び給付を必要とする理由」欄の記載について

施術の給付が治療上不可欠と認められることがわかるようにご記載ください。

4 「往療が必要な場合その理由」欄について

往療が必要な理由がわかるようにご記載ください。

なお、貴院から患家までの往療距離が片道 4Km を超える場合、貴院での施術が必要な理由（他院での施術が困難な理由）についても必ずご記載いただくようお願いいたします。

II 医師の皆様へ

1 診療状況の確認について

施術が必要な傷病について、他院での診療等をご確認いただき、関連疾患等により他院でも同部位を診療している等の場合、より施術が必要である傷病の診療を行っている専門医に同意をいただく必要がありますので、ご留意いただいた上でご同意いただけますようお願いいたします。

なお、このことは施術の継続の場合で、施術者から医師同意欄記載のための同意を求められた際も同様となります（ご不明な点がありましたら保護課にお問い合わせください）。

2 施術者の記載内容の補足について

傷病名や施術の給付が必要な理由など、医学的見地での観点で記載内容に不足等が見られる場合には、余白部又は別紙にて医師意見の補足をお願いいたします。

なお、保護課における実施機関医審査等において、必要が認められる場合、後日、病状について照会をさせていただくことがございますので、その際はご協力をお願いいたします。

3 医療と施術の給付の関係について

医療扶助では、施術は「治療上不可欠と認められる場合に限り」認められ、あん摩・マッサージの施術については、「患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものである。」とされていることから、あん摩・マッサージの施術に同意いただく際には、ご留意ください。

課長	係長	係

地区名	ケース番号

給付要否意見書 (はり・きゅう)

※保健福祉部記載欄	※ 1 新規 2 継続		※受理年月日 年 月 日				
	※ (年 月 日 以降の) (氏名) (歳) に 係る施術の給付の要否について意見を求めます。 令和 年 月 日 札幌市 区保健福祉部長 印						
見意否要	傷病名 (部位)	初検年月日	転帰 (継続の場合)		傷病の程度及び給付を必要とする理由		
	(1)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(2)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(3)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(4)	年 月 日	治癒・中止・継続				
	(5)	年 月 日	治癒・中止・継続				
(6)	年 月 日	治癒・中止・継続					
欄載記者術施	療養 (治癒) 見込期間		概算見積額 (初検時又は7か月目以降)				
	か月又は 日間	1月目	円	2月目	円	3月目	円
		4月目	円	5月目	円	6月目	円
	往療が必要な場合その理由						
(患者氏名) _____ について、上記のとおり給付を (1. 要する 2. 要しない) と認めます。 札幌市 区保健福祉部長 様 令和 年 月 日 指定施術機関の所在地及び名称 _____ 院(所)長							
医師同意	同意年月日		年 月 日				
	指定医療機関名						
	所在地						
	医師氏名						
	注意事項等						
機関医 ※実施	要 ・ 否 と認定します (か月)				印		

※指定施術者名

※発行取扱者

印

(記載注意)

- 1 施術を行う場合は、事前に医師の同意を得ること。
- 2 「転帰 (継続の場合)」欄は、6か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 3 「療養 (治癒) 見込期間」及び「概算見積額」欄は、初検時 (6か月を超えて療養を必要とする場合は7か月目以降) の療養 (治療) 見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 4 ※印欄は保健福祉部で記入するので、記載しないこと。

裏面も必ずご確認ください。

給付可否意見書の記載にあたっての注意点

- ◎ 生活保護法の医療扶助による施術の医師の同意は、この給付可否意見書の「医師同意欄」にて確認しますので健康保険法第87条の規定による同意書は不要です。ただし、健康保険の加入者が療養費の申請を行う場合は同意書が必要となりますので、健康保険証等により健康保険の加入者であることを確認した場合に限り同意書による対応をお願いいたします。

I 施術者の皆様へ

1 施術の同意を求める医師について

施術の同意を求める医師は、現に診療をうけている医師の有無をご確認いただき、診療をうけている医師がいる場合には、その医師に同意を求めるようお願いいたします。

なお、保護課において、別の医師が診療していると認められる場合には、別途、当該医師に施術の必要性等について確認し、給付について判断をさせていただくことがございます。

2 「傷病名（部位）」欄の記載について

傷病名は同意を求める医師によく確認してご記載ください。

3 「傷病の程度及び給付を必要とする理由」欄の記載について

施術の給付が治療上不可欠と認められることがわかるようにご記載ください。

4 「往療が必要な場合その理由」欄について

往療が必要な理由がわかるようにご記載ください。

なお、貴院から患家までの往療距離が片道4Kmを超える場合、貴院での施術が必要な理由（他院での施術が困難な理由）についても必ずご記載いただくようお願いいたします。

II 医師の皆様へ

1 診療状況の確認について

施術が必要な傷病について、他院での診療等をご確認いただき、関連疾患等により他院でも同部位を診療している等の場合、より施術が必要である傷病の診療を行っている専門医に同意をいただく必要がありますので、ご留意いただいた上でご同意いただけますようお願いいたします。

なお、このことは施術の継続の場合で、施術者から医師同意欄記載のための同意を求められた際も同様となります（ご不明な点がありましたら保護課にお問い合わせください）。

2 施術者の記載内容の補足について

傷病名や施術の給付が必要な理由など、医学的見地での観点で記載内容に不足等が見られる場合には、余白部又は別紙にて医師意見の補足をお願いいたします。

なお、保護課における実施機関医審査等において、必要が認められる場合、後日、病状について照会をさせていただくことがございますので、その際にご協力をお願いいたします。

3 医療と施術の給付の関係について

医療扶助では、施術は「治療上不可欠と認められる場合に限り」認められ、はり・きゅうの施術については、「慢性病であって、医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならないこと」とされていることから、はり・きゅうの施術に同意いただいた場合には適当な治療手段がないこととなり、当該同意した傷病に対する医療は行えませんので、ご注意ください。

なお、今回同意した傷病について、今後医療の必要が認められ、医療を開始した場合には、施術の給付について審査を要することから、保護課にご連絡いただけますようお願いいたします。

課長 係長 係

地区名	ケース番号

保護変更申請書（傷病届）

	※指定医療機関名		※発行年月日	令和 年 月 日
			※受理年月日	令和 年 月 日
利用者氏名		居住地		
世帯主氏名		現在受けている扶助	生・住・教・医・その他	
病状及び理由				
<p>上記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。</p> <p>札幌市 区保健福祉部長 様 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名</p> <p>利用者との関係</p>				

訪問看護要否意見書（新規・継続）

			※発行取扱者印	
※利用者氏名			※生年月日	年 月 日
主たる病名			訪問看護開始年月日	令和 年 月 日
病状・治癒状態 (改善の見込等)				
訪問看護見込期間	か月	訪問看護見込回数 (1週当たり)	1. 1回 2. 2回 3. 3回	4. 4回以上 5. その他 (週当たり 回)
実施が適切と思われる訪問看護事業者	所在地 名 称			
<p>上記のとおり訪問看護を（1 要する ・ 2 要しない）と認めます。</p> <p>札幌市 区保健福祉部長 様 令和 年 月 日</p> <p>指定医療機関の所在地及び名称</p> <p>指定医療機関の長又は開設者名</p>				
※保健福祉部 実施機関医意見	<p>1. 訪問看護の要否（ア 要する ・ イ 要しない）</p> <p>2. 訪問看護見込期間（ か月）</p> <p>3. 訪問看護見込回数（1週当たり 回（週当たり 回））</p> <p>4. 参考意見</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>実施機関医 ㊦</p>			

- ※印の欄は保健福祉部で記入します。
- 「訪問看護」の部分は、不要のものを——— で消してください。

管理番号		世帯員番号	
地区名		ケース番号	

診 療 依 頼 書

(入院・入院外・歯科)

住 所	
区	
患者氏名	(明・大・昭・平・令 年 月 生 男・女
受診開始日	令和 年 月 日
他 法 メ モ	社保 有・無

様

上記の方については、後日、医療券・要否意見書を送付いたしますのでよろしく診療方ご依頼申し上げます。

令和 年 月 日

札幌市 区保健福祉部長

担当者

地区名	ケース番号	担当員	(様式1の1) 令和 年 月 日 発行
-----	-------	-----	------------------------

区保健福祉部長 印

休日・夜間診療依頼書

(病院、診療所控)

下記の方について、執務時間外のため生活保護法医療券を発行することができませんので、本書と保護決定通知書により世帯主を確認のうえ、診療して下さるようお願いいたします。なお、診療の際には、右下指定医療機関記載欄に必要事項を記載のうえ、右片を受診者に返戻して下さい。

指定医療機関 様

記

世帯主住所 氏名

受診者氏名 (歳) 受診するときに世帯主、また
受診者氏名 (歳) は受診者が記入してください。

◎ 使用される方への注意事項

- 生活保護を受けている方が休日、土曜日、夜間等に限って使用できます。(続けて通院しているときは必要ありません。)
- 受診するときは、本書のほか一番新しい保護決定通知書を窓口に見せてください。(2月、3月、6月～9月及び11月は保護費の額に変更がない場合、原則、保護決定通知書は発行されません。)
- 一度に何人もかかるときは、全員の氏名を書いてください。
- 保護を受けなくなったときは、依頼書を必ず区役所の保護課に返戻してください。
- 保護を受けていない者が不正に使用したときは、刑法第246条(詐欺罪)その他の規定により罰せられることがあります。

切
り
取
り
線

(様式1の2)			
地区名	ケース番号	受理 年月日	年月日

保護変更申請書(傷病届)

休日、夜間等に初診を受けたときは、速やかに区役所の保護課に届けてください。(郵送も可)

受診者の 名前	住所
病状 及び 理由	
かかった 医療機関	受診日 令和 年 月 日

上記のとおり受診しましたので、保護の変更を申請します。

令和 年 月 日

区保健福祉部長 様

世帯主 住所

氏名

指定医療機関記載欄

上記患者について、令和 年 月 日に診療しました。

指定医療機関名

所在地

各区役所保健福祉部

中央区役所 保健福祉部	〒060-8612 中央区大通西2丁目	TEL(代) 231-2400
北区役所 保健福祉部	〒001-8612 北区北24条西6丁目	TEL(代) 757-2400
東区役所 保健福祉部	〒065-8612 東区北11条東7丁目	TEL(代) 741-2400
白石区役所 保健福祉部	〒003-8612 白石区南郷通1丁目南	TEL(代) 861-2400
厚別区役所 保健福祉部	〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目	TEL(代) 895-2400
豊平区役所 保健福祉部	〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目	TEL(代) 822-2400
清田区役所 保健福祉部	〒004-8613 清田区平岡1条1丁目	TEL(代) 889-2400
南区役所 保健福祉部	〒005-8612 南区真駒内幸町2丁目	TEL(代) 582-2400
西区役所 保健福祉部	〒063-8612 西区琴似2条7丁目	TEL(代) 641-2400
手稲区役所 保健福祉部	〒006-8612 手稲区前田1条11丁目	TEL(代) 681-2400

生活保護法 指定医療機関の手引き

令和5年7月発行
札幌市保健福祉局総務部保護課
札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 011-211-2992
